省令

○財務省令第五十号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第百八十二号）の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第一号ロ中「第二条の五第二項及び第二条の十二第二項」を「第二条の六第二項及び第二条の十三第二項」に改め、同条第三項に次の二号を加える。

四　旅客が乗船している外国貿易船が乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港する場合　当該旅客に係る令第十二条第三項第二号に定める事項

五　令第十六条の二第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二条の九及び第二条の十において同じ。）を経過することとなる場合を除く。）　令第十二条第三項各号に定める事項

第二条の二に次の四項を加える。

4　令第十二条第七項ただし書に規定する財務省令で定める場合は同項本文に規定する船積港が別表第三の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の港に該当し、かつ、同項ただし書に規定する最初の開港が同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に該当する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は同表の報告期限の欄に掲げる時とする。

5　令第十二条第八項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第七項に規定する積荷の関税定率法別表の適用区分（同表に掲げる号の番号をいう。次項において同じ。）、当該積荷が詰められているコンテナーに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に規定する荷送人に委託した者と当該荷送人との間における当該積荷に係る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積荷が当該運送先に到着したことについて通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

6　令第十二条第十項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第八項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分、当該積荷が詰められているコンテナーに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に規定する荷送人に委託した者と当該荷送人との間における当該積荷に係る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積荷が当該運送先に到着したことについて通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

7　令第十二条第八項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める場合は、入港しようとする開港において船卸しをしない場合とする。

第二条の十三を第二条の十四とする。

第二条の十二第一項中「又は脅迫」を「、脅迫」に改め、「入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合」の下に「又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合」を加え、同条を第二条の十三とし、第二条の九から第二条の十一までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の八の見出しを「（外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十六条の二第六項本文」を「第十六条の二第五項本文（外国貿易船等の入出港の簡易手続）」に改め、同項第一号中「第十六条の二第四項第一号」を「第十六条の二第三項第一号」に改め、同項第二号中「第十六条の二第四項第二号」を「第十六条の二第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十六条の二第六項ただし書」を「第十六条の二第五項ただし書」に改め、同項第一号及び第二号中「第十六条の二第四項第一号」を「第十六条の二第三項第一号」に改め、同項第三号及び第四号中「第十六条の二第四項第二号」を「第十六条の二第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二条の九とし、第二条の五から第二条の七までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の四第一項中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改め、同条第二項中「第十五条第十一項」を「第十五条第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改め、同条を第二条の五とする。

第二条の三第二項第一号イ中「第二条の五第三項及び第二条の十二第三項」を「第二条の六第三項及び第二条の十三第三項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三　法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して同条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたときとする。

2　法第十五条第九項ただし書の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この項において同じ。）又は書面の提出により同条第七項又は第八項の規定による報告を行う者は、当該報告につき規定した法、令及びこの省令の規定において報告すべきこととされている事項を記録した磁気ディスク又は記載した書面を税関に提出しなければならない。

別表第二中「別表第二（第二条の二、第二条の五及び第二条の十二関係）」を「別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の十三関係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。